

MINAMI

南区元気な地域づくり補助制度

みなみの「あったかい」がここにある

令和 3 年度
募集案内〈総合版〉

A
コース

自治会
町内会 コース
みなみ・ちからアップ補助金

CHIKI-RYOKU

自治会・町内会（連合含む）
中心の広範囲な取組は、
こちらです！

3
年間

30
万円

上限

地域振興課 地域力推進担当

B
コース

福祉保健コース

南区地域福祉保健計画
チャレンジ支援事業補助金

FUKUSHI-HOKEN

「サロン」や「健康づくり」など
身近な福祉保健の分野は、
こちらです！

3
年間

10
万円

上限

福祉保健課 事業企画担当

C
コース

文化
賑わい コース

南区文化賑わい支援補助金

BUNKA-NIGIWAI

文化に親しむきっかけ、地域の
賑わいを創出する活動は、
こちらです！

3
年間

15
万円

上限

地域振興課 区民活動推進係

南区は地域のチャレンジを応援します！

対象団体や対象事業に応じて3つのコースがあります。

まずは、お気軽にご相談ください！

南区元気な地域づくり補助制度

検索

南区役所WEBサイトでもご紹介しています！



コース名	A 自治会町内会 コース	B 福祉保健 コース	C 文化賑わい コース
補助金名	みなみ・ちからアップ補助金	南区地域福祉保健計画 チャレンジ支援事業補助金	南区文化賑わい支援補助金
目的	地域課題解決のための継続的な 取組を支援します	南区地域福祉保健計画を具体的 に進める取組を支援します	地域文化振興・地域の賑わいづ くりを支援します
対象事業	自治会・町内会（連合含む）と、 ひとつ以上の団体が連携して行 う活動で、 地域の課題解決や魅力づくり に取り組むもの	南区地域福祉保健計画の区全体 計画又は地区別計画の推進に該 当する自主的な活動 （例）サロン・健康づくり	区民を中心に構成された団体等 が行う活動で ①区民が文化に親しむ機会を提 供する事業 または ②地域の賑わいを創出する事業
補助金額 （上限）	300,000 円（1 年目） 200,000 円（2 年目） 150,000 円（3 年目）	100,000 円（1 年目） 70,000 円（2 年目） 50,000 円（3 年目）	150,000 円
補助対象経費 割合（上限）	9 割	7 割	5 割
補助期間	最大 3 年	最大 3 年	最大 3 年
対象経費	・事業の立ち上げ、拡大費用 ・事業の実施費用	・事業の立ち上げ費用 ・事業の拡大費用	・事業の実施費用 ・事業の拡大費用
相談期間	令和 3 年 1 月 20 日（水） ～ 2 月 26 日（金）	令和 3 年 1 月 20 日（水） ～ 4 月 9 日（金）	令和 3 年 1 月 20 日（水） ～ 4 月 9 日（金）
提出期間		令和 3 年 4 月 1 日（木） ～ 4 月 23 日（金）	令和 3 年 4 月 1 日（木） ～ 4 月 23 日（金）
詳細	それぞれ募集案内をご用意しておりますので、申請にあたってはそちらをご覧ください。 ※ご相談内容によっては、他の補助金をご案内することがあります。		
提出・ 問合せ先	南区役所 地域振興課 地域力推進担当 南区浦舟町 2-33 （6 階 63 番窓口） TEL：341-1239 FAX：341-1240	南区役所 福祉保健課 事業企画担当 南区浦舟町 2-33 （4 階 42 番窓口） TEL：341-1183 FAX：341-1189	南区役所 地域振興課 区民活動推進係 南区浦舟町 2-33 （6 階 61 番窓口） TEL：341-1238 FAX：341-1240

※この補助金は、令和 3 年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

南区元気な地域づくり補助制度



自治会町内会コース

CHIIKI-RYOKU

みなみの「あったかい」がここにある 

みなみ・ちからアップ補助金

令和 3 年度
募集案内

南区では、地域の力を向上させて
「地域課題の解決」を目指す団体を支援します。

南区 ちからアップ



検索

募集期間：令和 3 年 1 月 20 日（水）～
令和 3 年 2 月 26 日（金）

申請にあたっては、必ずこの期間内に一度ご相談ください。

TEL: 341-1239 FAX: 341-1240
南区 地域振興課 地域力推進担当

01 目的

南区内の自治会町内会をはじめとした地域の様々な主体が連携して行う、地域課題の解決にむけた継続的な取組を支援することで、地域力の向上を目指すものです。

地域課題の解決にあたり、地域力の向上を推し進めるためには、次の項目に配慮して進めていただく必要があります。

- ・ 様々な主体の連携の拡大・強化
- ・ 自主的な運営や活動能力の向上
- ・ 地域の絆づくり
- ・ 皆で活動することの一体感・達成感
- ・ 活動に参加・協力する仲間づくり

02 対象団体

対象団体は、次の要件すべてを満たしているものが条件になります。様々な団体が連携することで、地域活動のすそ野が広がることを重視いたします。

- 1 地域課題を解決しようとする意思のある自治会町内会[※]、ひとつ以上の団体が連携するもの
※自治会町内会（または地区連合）が企画・運営に参画している必要があります。
- 2 民主的な意思決定の場があるもの
- 3 年度を超えて継続的な取組を行っている、または行おうとしているもの

03 対象事業

次のどちらかに該当するものを対象とします。

- 1 新たな「地域課題の解決」に取り組むもの
- 2 従来の「地域課題の解決」の取組を拡大するもの[※]
※「取組を拡大する」とは、参加者の増加や活動内容などが拡大することを意味します。

注意点 ①地域課題とは、補助金を受けようとする団体が自らの活動（行動）によって解決へと繋がるものを原則とします。

②本来の事業内容が他の補助金制度、又は公的サービス事業を受けることが適当と判断される場合、当補助金を受けることができません。

※ 詳しくは、事前にお問い合わせください。

- 対象外**
- ①営利目的または特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - ②政治活動や宗教活動を目的とした事業
 - ③公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる事業
 - ④同一年度に、同一企画内容で、他の補助金を受けている、若しくは受ける見込みのある事業
 - ⑤南区外で南区民以外を対象に行う事業

補助期間・対象経費 04

- ・補助対象期間は、連続した**3年間**を限度とします。
※ただし、毎年度申請手続きをしていただき、審査を受け、交付決定を得る必要があります。
- ・対象となる経費は、地域の課題解決の取組に必要となる運営・活動に要する経費とします。
※親睦的な飲食費や他団体への会費など、団体の運営に直接関係のないものは対象外とします。

上限金額（補助対象経費割合）

	1年目	2年目	3年目
上限金額	30万円	20万円	15万円
補助対象経費割合	9割まで		

※ 交付団体多数により、予算を上回る場合は減額することもあります。

具体的な使途例

補助対象経費費目	内容等
① 消耗品費	活動に伴う事務用品などの消耗品（税込1万円未満）
② 通信・印刷費	活動に必要なハガキ・切手代。広報用チラシ・ポスター、報告書等の印刷代 ただし活動に伴う通話料、通信料は対象外とする。
③ 謝金	団体外部の講師・指導者などに対する謝金（交通費込み） 社会通念上適正な額とする。
④ 使用料	会場、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料
⑤ 保険料	活動従事者・イベント参加者に対する損害保険料
⑥ 材料費	イベント開催時の見本、講師が使用する物など ただし参加者の材料費は対象外（参加者負担）とする。
⑦ 備品費	事業の実施に必要な備品（税込1万円以上）購入費及び備品修繕費 （補助金額の1/2以内）
⑧ 委託料	団体では実施困難な業務（会場設営・機材運搬、調査・研究など）の委託費 ただし事業及び活動自体の委託は対象外とする。
⑨ 交通費	活動従事者の出張にかかる公共交通利用運賃（補助金額の1/10以内） ただし定例活動にかかる交通費・イベント参加者の交通費は対象外とする。
⑩ 飲料費	会議やイベントに参加する活動従事者へのお茶代（補助金額の1/10以内） ただし親睦的な飲料費は対象外とする。

拡大！

新設！

申請に必要な書類 05

【募集期間】 令和3年1月20日（水）～2月26日（金）
申請にあたっては、必ずこの期間内に一度ご相談ください。

- 【提出書類】
- ① 補助金交付申請書（様式あり）
 - ② 事業計画書（様式あり）
 - ③ 収支予算書（様式あり）
 - ④ 団体概要書（様式あり）
 - ⑤ 規約・定款その他これらに類する書類
 - ⑥ その他区長が必要と認める書類

様式は・・・

南区 ちからアップ

検索

【提出場所】 南区役所地域振興課地域力推進担当 6階 63番窓口

06 内容確認のポイント

事業内容について、次の項目に基づき判定会で内容を確認します。申請書類を作成する際の参考にしてください。

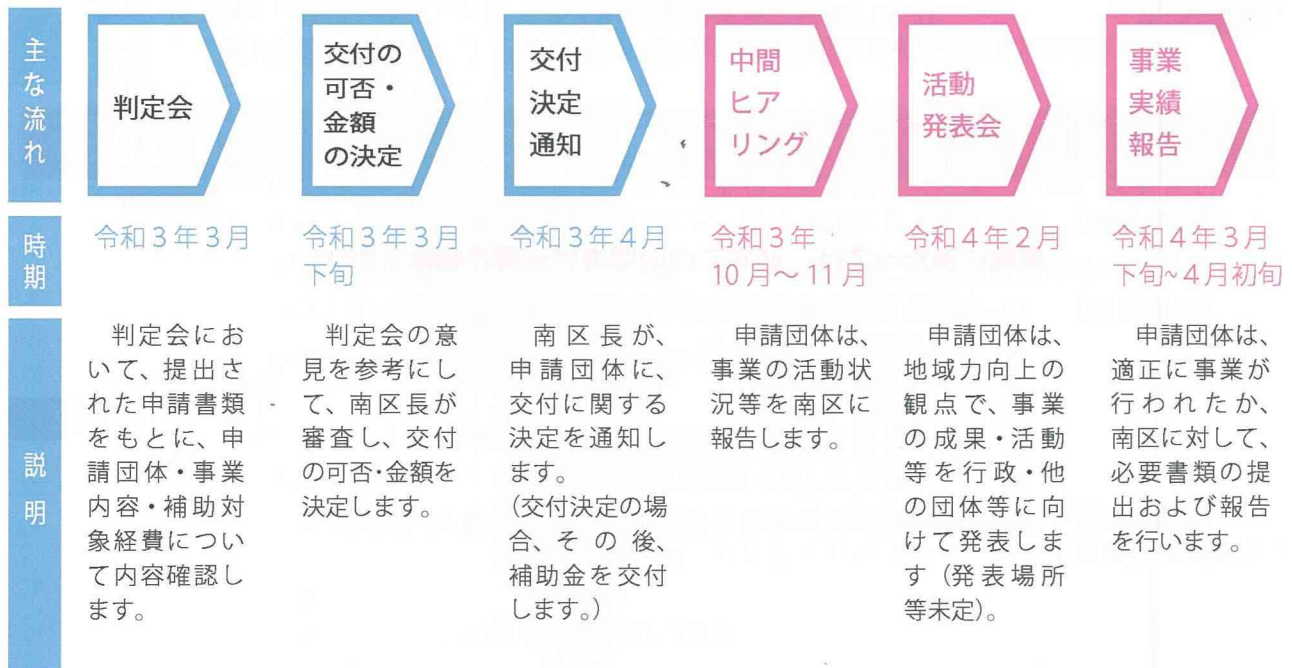
項目	内容確認ポイント（新規申請の場合）	内容確認ポイント（継続申請の場合）
事業の必要性 （新規申請の場合） 事業の実績 （継続申請の場合）	☐ 地域の現状認識は適当か、地域全体の課題となっているか ☐ 地域課題という視点で、適当な事業か ☐ 内容が、他の補助金制度等を受けるべきものではないか	☐ 事業はほぼスケジュールどおりに行われたか ☐ 参加者が想定通り確保できたか、又は従来より増えたか ☐ 事業実施に向けた団体間の調整が定期的に行われたか
事業の計画性	☐ 今後、定期的な活動が行われるか ☐ 事業スケジュールは無理がなく実現性はあるか ☐ 収入項目に無理がないか、支出項目に妥当性、合理性はあるか	☐ 今後、定期的な活動が行われるか ☐ 事業スケジュールは無理がなく実現性はあるか ☐ 収入項目は無理がないか、支出項目に妥当性、合理性はあるか
事業の実施体制	☐ 活動内容や規模に見合った活動スタッフの人数は確保されているか、 ☐ 活動スタッフに実務能力のある人材がいるか ☐ 活動スタッフに新規人材が加入できる体制となっているか	☐ 活動内容や規模に見合った活動スタッフの人数が確保されているか ☐ 活動スタッフの適切な役割分担ができているか ☐ 活動スタッフが増えたか
事業の継続性	☐ 補助金終了後も、特に財政的に継続して活動できる見込みがあるか ☐ 次年度以降の展望があるか ☐ 事業エリア・規模の拡大が今後見込めるか	☐ 補助金終了後の自主財源の確保について検討したか ☐ 活動の実績を踏まえた次年度以降の展望があるか ☐ 事業エリア・規模の拡大が今後見込めるか

※その他、「事業の独自性」、「事業の波及効果」の有無についても確認します。

07 スケジュール

申請書類を受理した後、みなみ・ちからアップ補助金判定会で内容を確認し、区長が判定会の意見を参考に審査し、交付に関する決定をします。

※新規の申請団体には、判定会で事業の概要説明（プレゼンテーション）をしていただきます。



※この補助金は、令和3年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。